

## 1 業務委託の名称

羽島市旧本庁舎デジタルアーカイブ等業務委託（管委第8号）

## 2 業務委託の目的

本事業は、近代建築において数々の建築物を手掛けている本市出身の坂倉準三氏が設計をした旧本庁舎について、建物本体並びにその建築に関わる貴重な資料を市民はじめとする多くの方々に幅広く公開し、旧本庁舎について興味を持ってもらうため、デジタルアーカイブ等の技術を活用し、旧本庁舎の記録、記憶を将来にわたり保存することを目的とする。

## 3 業務実施期間

契約締結日の翌日から令和6年2月29日（木）まで

## 4 委託業務内容

本業務は、次に掲げる内容等とする。

### (1) 旧本庁舎プロモーション映像制作

ア 閲覧者に旧本庁舎の魅力を伝え、興味を惹くようなドローンでの遠景撮影やイメージ写真を用いた動画コンテンツをわかりやすく制作する。旧本庁舎の魅力をPRするため、建物の歴史的価値や発注者の指示する見どころを解説する内容を企画する。

イ 制作した映像は羽島市役所内資料展示室及び各フロアに設置したデジタルサイネージ、羽島市公式YouTube等にも掲載するため、各用途に応じた構成とする。

ウ 動画の長さはロングバージョンとして5分から10分程度、ショートバージョンとして30秒から1分程度の2種類を作成する。

エ 各動画に解説字幕（発注者が原稿案を映像撮影前に提供）及びBGM（著作権上の問題なくBGMとして使用できる音楽素材かつ、動画の長さなど、映像紹介に適した音源）を事前に3候補程度選定し、発注者と協議後に1音源を決定して加える。

オ 撮影する動画の画角は16:9、画質はフルハイビジョンとする。

### (2) 旧本庁舎VR（ヴァーチャルリアリティ）撮影及びコンテンツ制作

ア 記録保存対象範囲

① 記録保存エリアの延べ床面積：合計4,625.7㎡（屋内）階層：5階

② 詳細な範囲は、発注者の指定する図面により指示を行う。

イ 記録保存の実施

① 記録保存にあたっては事前調査を実施し、記録箇所、手法について確認を行う。

② 記録保存エリアを360度のVR映像で記録保存を行う。

③ 使用カメラ機材：Matterport社製 Matterport Pro3または同等の機材とする。

#### ウ インターネットでの閲覧環境の整備

- ① インターネット上、撮影したVR映像を表示できるようにすること。
- ② 発注者と協議した最大で50箇所程度のポイントに、委託者が支給するテキストデータ、画像、動画等をマーカーとして情報を付加すること。

#### (3) 旧本庁舎模型製作

旧本庁舎の形態・意匠、敷地及び周辺状況の概要が分かるものとし、完成模型を作成する。

旧本庁舎（望楼、スロープ等周辺構築物を含む）

ア 階数：5階建、屋根形状：陸屋根、延床面積：4,625.7㎡

イ 模型仕様

##### ① 完成模型仕様

- ・縮尺は1/50程度とし、建設と周辺の敷地を含むものとする。
- ・製作範囲は、敷地周辺道路を含む部分とする。
- ・植栽等の配置により外構を構成する。
- ・使用材料は、プラスチック、金属、スタイロフォーム、スポンジ、木粉、洋紙等を併用する。
- ・建物の製作は、樹脂板や金属板などで製作し、ラッカー塗装にて仕上げたうえに、建具等をシート材、塗料で表現する。
- ・色彩については、担当者と打合せのうえ、区分彩色仕上げとする。
- ・窓面の建具は、ラッカー線画にて表現する。
- ・模型台は、木製化粧板張り仕上げとし、大きさは1,300mm×1,300mm程度とする。
- ・ケースは、透明アクリルライト板にて製作する。
- ・銘板、方位板、自動車、囲障（門・塀・生垣等）、植栽・案内板等を取付ける。

#### (4) 展示用パネル制作

ア 企画・設計

10種類の展示パネルのデザイン案を作成し、展示構成を考案する。

イ パネルレイアウト

委託者側から提供された原稿を元にレイアウト案を作成する。

ウ 解説パネル製作（A0サイズ：10枚）

ゲータフォーム5mm、ニールセンアルミフレームNo.15（フォト用紙出力、マットラミネート加工、パネル加工含む）

エ イラスト作成

展示内容に応じてイラストを発注者と十分に協議のうえ作成する。

オ 権利処理

パネルに使用する写真素材の収集・調査、権利処理等を実施する。

## 5 成果物

- (1) 動画コンテンツデータ（ロングバージョン、ショートバージョン） 一式
- (2) VR映像を記録したOBJデータ 一式
- (3) 完成模型 一式
- (4) 解説パネル 一式

## 6 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに委託者に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正または補足その他の処置を執るものとする。

## 7 再委託

受託者は、本業務のうち専門業者に発注した方が効果的に実施できる業務については、事前に委託者の承認を得て第三者に再委託できるものとする。

## 8 調査等

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。

## 9 その他留意事項

- (1) 委託者の関係者や関連部署、その他外部団体との十分な連携を図ること。
- (2) それぞれの制作物が互いに連動することを留意した企画・構成を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、または他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務の履行に際し生じた成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は委託者に帰属する。受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、委託者及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- (7) 本業務は建築的価値の高い建築物を取り扱うことから、建築物を動画及び3Dデータを用いてデジタルアーカイブ製作を行った実績が過去10年以内にある事業者とし、業務責任者にはデジタルアーカイブ等に精通した担当者を配置すること。
- (8) 本業務をVR撮影する担当者は、5階建以上の建物のVR撮影を実施した実績がある者を配置すること。